平成２７年（フ）第４６号
岡山市北区関西町９番18―302号
債務者　高山　修一
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７号
岡山市北区関西町９番18―302号
債務者　高山　和代
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２号
岡山市東区可知５丁目39番地
債務者　赤木　彩芽
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
大分県杵築市大字熊野303番地２
債務者　前田　京一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12―303号
債務者　木村　英子
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５８号
静岡市葵区瀬名川１丁目26番12―303号
債務者　木村　美紀
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
熊本県阿蘇市今町410番地１
債務者　西田　美紀
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２７年（フ）第５号
熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場1248番地21
債務者　合志　理奈
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間の取消決定確定

平成２６年（フ）第１００３号
千葉県市原市辰巳台西３－３　県営住宅辰巳台西第２　２棟―403号、住民票上の住所千葉県市原市八幡石塚１丁目19番地６　サンクレール八幡101
債務者　杉田　明美
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成27年２月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４９５６号
東京都千代田区神田須田町１丁目24番地
破産者　株式会社コスモ
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８号
長崎県佐世保市島瀬町10番18号
破産者　有限会社たて石
1　決定年月日　平成27年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
千葉県成田市西三里塚258番地30
破産者　島倉　永治
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２３９号
千葉県成田市西三里塚１番地1329
破産者　髙橋　信八
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第４３６号
宮城県多賀城市八幡４丁目７番66号
破産者　株式会社中国料理八幡飯店
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６４５号
宮城県大崎市鳴子温泉字河原湯42番地の１
破産者　有限会社東川原湯旅館
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
埼玉県入間市鍵山１丁目16番14号
破産者　株式会社モント
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２２１号
千葉県佐倉市上志津1234番地１　ソレイユ志津Ｃ棟203
破産者　鈴木　健訓（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９３３８号
東京都墨田区向島２丁目22―１―806　向島パークハイツ第３
破産者　齊藤　清一
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部